

奈良県行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十一号

奈良県行政文書管理規則の一部を改正する規則

奈良県行政文書管理規則（平成十三年三月奈良県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号中「奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）第十二条」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六号」に、「同条例第十八条第一項又は第二項」を「同法第八十二条」改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）第十二条の規定による開示の請求のあった行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例による。